

【様式2】

市民意見公募手続の実施事案について

所管課名 健康医療部 保健予防課

実施事案名	第3次松山市自殺対策基本計画（案）
政策等を策定する趣旨、目的及び背景	<p>我が国の自殺対策は、自殺対策基本法や自殺総合対策大綱に基づき、国を挙げて自殺対策が推進された結果、自殺者数は年々減少傾向にあるなど、着実に成果を挙げてきました。しかし、それでも自殺者数の累計は毎年2万人を超える水準で推移するなど、かけがえのない多くの命が、日々自殺に追い込まれているという非常事態が続いています。</p> <p>こうした背景を基に、本市では「第2次松山市自殺対策基本計画」が5年間の計画期間の終期を迎えるため、計画の評価・改善を行うとともに、国で示された新たな基本方針や施策の内容と整合性を図り、「第3次松山市自殺対策基本計画」を策定します。</p> <p>本計画でも引き続き、松山市で暮らす市民一人ひとりが、自殺に対する関心と理解を深め、自殺対策の担い手として寄り添い、共に支え合いながら、「誰も自殺に追い込まれることのない松山市」を目指すことを基本理念とし、自殺対策をより一層推進していきます。</p>
策定根拠となる法令等	自殺対策基本法（平成18年法律第85号） 自殺総合対策大綱（令和4年10月閣議決定） 松山市自殺対策基本条例（平成24年条例第48号）
政策等の案の関係資料	

★意見提出期間が30日未満となった理由

--

実施結果の公表予定日	令和7年1月14日（火）
------------	--------------